

世界銀行の援助活動

— 日本 の 場 合 —

藤 田 弘 二

I 世界銀行と低開発国援助

1. 世界銀行の設立とその業務

1961年12月の国連総会では、1960年代を「国連開発の10年」(United Nations Development Decade)と定める決議を満場一致で採択し、1970年末までに低開発諸国の経済成長率を最低5%に引き上げることが提案された。最近についていえば、IDA(第2世銀)の活動もいよいよ軌道に乗りつつあるし、DAC(開発援助委員会)も会議を重ねるにしたがって、ますます国際的な関心を集めている。低開発国の開発援助のための国際的協調体制は、年をおって強化されつつある。

このような国際機関による援助のなかでもっとも注目すべき活動を行ってきたのは、いうまでもなく世界銀行である。世界銀行は、1945年に国際通貨基金とともに、第2次大戦後の世界経済の安定と成長を支えるべき2本の柱として創設された。基金には国際収支不均衡から生ずる擾乱を緩和する短期融資および為替相場維持という短期的な通貨面の分野を担当させ、世銀には戦災国の復興および低開発地域の開発という長期的発展の分野を担当させて、戦後の世界経済ないし国際貿易の円滑な運営を図ろうというのが、両機関の設立を決めたブレトン・ウッズ協定の構図であった。

そしてこのような構想を実現すべく、世界銀行が1946年6月に業務を開始して、すでに15年が経

過している。開行以来1949年頃まで続いた復興融資によって、戦後ヨーロッパの再建という任務を果たした後の世界銀行は、世界経済の潮流にしたがって、主力を低開発諸国の開発に注いできた。

同行は業務開始以来1962年3月末までに60カ国、316件合計64億5400万ドルの借款を供与している。これから取消(cancellation)分および借換(refunding)を除けば63億2600万ドル、さらに為替調整(exchange adjustment)(注1)を行えば融資承諾額純計は、54億900万ドルとなる。これを年度別、目的別、地域別にみれば次の通りである。

(a) 年度別実績

世銀の融資活動は、その設立当初から必ずしも順調な発展をつづけてきたとはいいがたい。第1表にみるように、初期における復興融資が一段落すると1948~50年の停滞の時期があり、1950~52年にかなり活発な融資があるとその翌年はふたたび1億ドル台へ落ちこむ、という状態であった。しかし朝鮮戦争も終わり世界経済の正常な循環が始まり出すとともに、世銀の活動も軌道にのり始めた。1953~54年度にははじめて年間3億ドルを超えるにいたり、1954~55年度には4億ドルの線に達した。2年の停滞のち1957~58年度には、一躍7億ドル台に急増した。このような融資活動の活発化は世銀の貸付可能資源の不足をもたらし、1959年9月に増資が行なわれたのである(援権資本金は100億ドル

から210億ドルへと倍増した)。今後の貸付も少なくとも年率6~7億ドルの水準は維持されてゆくものとみられている。

第1表 世界銀行貸付状況

(単位: 100万ドル)

会計年度	件 数	融資承諾額	うち対日融資額
1947	1	250.0	—
1948	5	263.0	—
1949	10	137.1	—
1950	12	166.3	—
1951	21	297.1	—
1952	19	298.6	—
1953	10	178.6	—
1954	26	323.7	40.2
1955	20	409.6	5.3
1956	26	396.1	8.1
1957	20	387.9	24.3
1958	34	710.8	77.0
1959	30	703.1	104.0
1960	31	658.7	84.0
1961	27	609.9	105.0
1962	24	663.9	40.0
合 計	316	6,454.4	487.9

(注) (1) 世銀の会計年度は、前年の7月から当年の6月迄をいう。(2) 1962年度は、1961年7月~1962年3月まで。

(出所) IBRD: Press Release より作成。

(b) 目的別実績

世銀設立当初においては、ヨーロッパ諸国の戦災復興がより緊要なものと考えられ、他方低開発諸国の側ではいまだ具体的な開発計画を策

定すべき段階に到達していなかった。このため1947年5月、フランスに対して行なわれた2億5000万ドルの借入を最初として同年8月、オランダ、デンマーク、ルクセンブルグに対する3件の貸し付けも、この種の復興融資(reconstruction loans)であった。

しかし1948年4月からマーシャル・プランに基づくアメリカの援助が開始されるとともに、世銀の貸し付けは復興融資から開発融資(development loans)へと移行していった。

開発融資は1948年5月のチリーに対する借入をもって開始された。第2表に示すように、基礎産業たる電力(全体の33.6%)および運輸(34.3%)にいちじるしく重点がおかれている。これは、これら両部門が公益事業であるため民間からの資金調達が困難であり、かつ所要資金量も膨大であることによるものである。

これに対し工業部門への貸し付けはあまり活発でないが(17.8%)なかでももっとも多いのは鉄鋼業(ほとんどがインドおよび日本)に対するものである。ただ最近は対象となる事業の範囲がかなり広がっており従来行なわれなかった石油開発計画への貸し付け(1959年12月、サハラ石

第2表 目的別・地域別融資承諾額

(1961年6月末現在 単位: 100万ドル)

目 的	アフリカ	ア ジ ア	オーストラリア	ヨーロッパ	ラテン・アメリカ	合 計(構成比)
開発融資 小計	799.8	1,938.3	317.7	914.7	1,201.5	5,172.0(100.0%)
電 力	186.4	479.3	29.3	388.0	657.9	1,740.9(33.6)
運 輸	418.2	816.5	132.3	68.4	389.9	1,823.3(34.3)
通 信	1.5	—	—	0.2	22.2	23.9(0.5)
農 業	50.9	169.5	103.4	87.8	84.9	496.3(9.6)
鉱 工	103.0	398.0	52.7	280.3	48.6	882.7(17.8)
その他一般	40.0	75.0	—	90.0	—	205.0(4.2)
復興融資 小計	—	—	—	496.8	—	496.8
合 計	799.8	1,938.3	317.7	1,411.5	1,201.5	5,668.8

(注) 取消分を除く融資承諾額。

(出所) IBRD: Annual Report による。

油のパイプライン建設5000万ドル) 原子力開発計画への貸し付け(1959年9月、南イタリアの原子炉建設4000万ドル)などが行なわれるようになった。

(c) 地域別実績

復興融資を別とすれば、開発融資の初期における世銀の融資活動は、ラテン・アメリカにおいてもっとも活発であった。1952年6月末までの実績では、開発融資の37%がラテン・アメリカ向けであった。ラテン・アメリカよりややおくれて始められたアジア、アフリカ、オーストラリア向け貸し付けは、年度によって多少の増減はあるものの一応着実な上昇を示し、1955年6月末現在ではそれぞれ15%前後を占めていた。しかし1956年以降、アジア向けの融資が急速に増加し始め、1959年度には年間融資承諾額の50%あまりがアジアに対するものであった。また1960年度にはアフリカ向け融資が急増し、同年の融資承諾額全体の28%を占めている。このような趨勢を反映してラテン・アメリカ地域の相対的なウェイトは、年々低下しつつある。

アジア向け融資の増大は、資本不足がとくに顕著であった地域だけに大きなプラスであったが、これらがインドおよび日本に集中していることは留意されるべきである。

またこのような情勢のなかで、ヨーロッパ向け開発融資が、減少傾向をたどりながらも引きつづき行なわれている。日本やヨーロッパなど比較的経済発展の進んだ国にかなり多くの貸し付けが行なわれてきたという事実は、世銀の貸し付けが安全性を重視していることのあらわれともみられるが、この点世銀の貸し付け条件が厳格にすぎ、本当に資本不足のはなはだしい低開発諸国への貸し付けが充分に行なわれていないという批判を生む背景ともなっている。

2. 世界銀行の技術援助活動および国際紛争の調停

ブレトン・ウッズ協定が結ばれた頃は、世界銀行の機能を長期の開発金融の供給に限定するという考え方であったが、その後世銀の業務運営の過程で、加盟各国に対するさまざまな技術援助を供与することによってその投資活動を補完すべきである、との要請がますます高まってきた。

これらの要請にこたえて、世銀は1949年以来、中南米、アジア、アフリカの諸国へ調査団(general survey mission)を派遣して、当該国の経済開発計画作成のための総合的な調査を行なってきた。

調査団は1960年9月末までに、コロンビア、ナイジェリア、タイ、トルコ、ウガンダなど22カ国に派遣された。そのメンバーは世界銀行の国際的な地位を利用して集められた各分野の一流専門家よりなり、その調査報告と勧告はほとんどそのまま当該国の経済開発計画にとり入れられているのが実状である。

さらに計画の実施にあたっては、低開発国側の要請に応じて、エコノミストやコンサルタントを派遣して、当該国における計画の調整、経済および財政政策の立案、国内資本市場の組織化・育成といった分野で大きな援助を与えている。

技術者の養成についても世銀は多大の考慮を払っている。

経済開発の最大の障害の1つである開発計画担当者の不足に対処するため、世銀の内部に経済開発研究所(Economic Development Institute)を設け、1956年以来毎年、低開発諸国の開発計画担当者を招いて、6カ月にわたるセミナーを開いている。すでに42カ国より120人のスタッフが参加した(日本からも最初の2年間だけ参加したが、「もはや後進国ではない」との理由でとり止められた)このセミ

ナーは従来、英語だけで行なわれていたが、1962年からはフランス語でも行なわれることになった（これには旧フランス領アフリカ諸国から14名が参加した）。

世銀はまた技術援助にとどまらず、その国際機関としての地位および金融機関としての機能を利用して、加盟国間の国際紛争の調停にもいちじるしい成果をあげてきた。なかでも注目されるのは、1949年以来インド、パキスタン両国の間で争われてきたインダス河水利問題の調停である。世銀の長年にわたる努力によって1960年9月に両国間に水利条約が調印され紛争も解決したが、その解決を保障するため世銀の提案によってインダス河開発基金が設けられ、世銀が一元的にこれを管理するという画期的な方式がとられている。そのほか、スエズ運河の国有化によって引き起こされた補償問題をめぐるエジプトとイギリスとの調停、東京市発行の仏貨債処理問題をめぐる調停など、その活動の範囲は非常に広い。

世界銀行の活動の最近の特色は、上に述べたような「技術援助」と「開発金融」との結合にあるといつてよい。たとえば世銀は、1960年9月、1961年5月にインドの第3次5カ年計画およびパキスタンの第2次5カ年計画に対する援助について、西欧先進諸国ならびに日本を集めて債権国会議を開いた。この会議を通じてインドに対しては22億2500万ドル、パキスタンに対しては3億2000万ドルの援助が約束された。これらの場合、世銀は会議に先立って両国の開発計画および経済財政政策全般の徹底的な検討を行ない、必要な助言を与るとともに、これを基礎として債権国会議参加国に対して、必要援助額の確保と援助条件の緩和を要請するなど、大きな役割を果たしてきた（しかし1962年5月に開かれた対インド債権国会議では、世銀、

アメリカ側と西欧債権国側との間に、インドに対する援助政策についての見解が対立し、その調整のため会議の結論はしばらく延期された）。

このほか、加盟国の junior official の経済開発研修セミナーの定期的開催、国連特別基金のプロジェクトの実施機関としての活動など、その活動はまさに多面的である。

（注1）世銀協定によれば、世銀の保有する加盟国通貨の実質価値を不変に保つことが原則であり、平価の変更または為替レートに大きな変動があった場合には、相当額の当該通貨を世銀に払い込み、あるいは加盟国に返還することとされている。ここにいう為替調整は、貸出中の通貨に為替レートの変動があった場合これを実質価値で表示するための調整である。

II 世界銀行の対日資本援助

1. 日本の場合

このような世銀の広範な活動の根本をなすものは、いうまでもなく、はじめに述べた借款の供与にある。もっとも量的にみるかぎり、世界銀行を中心とする国際機関の援助は必ずしも多いとはいえない。それは1960年中に先進工業諸国全体（日本を含む）が供与した援助総額のうち、12%程度を占めているにすぎない（OECD: *The Flow of Financial Resources* による。援助の大部分は、双務協定によるものである）。

しかし国際機関の資本援助の果たす役割は、その量的な面よりもむしろ質的な側面において大きいといわねばならない。さきに述べた世銀の各種の活動も、そのことを裏書きしている。しかし資本援助だけについても、その実態はこれまでほとんど明らかにされていない。当事者以外にはなかなか実態を知りえないことによるものだろう。

ところで日本は、いまや先進工業国の一員として本格的な低開発国援助に乗り出しつつあるが、

1961年までは日本は世銀からあいついで借款の供与をうけてきたのである。現に日本はインドに次ぐ第2の大口借入国である。そこで本稿では日本の場合について、世銀の資本援助の実態がどうであったかを、できるだけ明らかにしてみたいと思う。以下において世銀借款の行なわれてきた過程を、事実を即して年代誌的に回顧し、そのなかからいくつかの問題点を検出することにしたい。

2. 第1次世銀借款の成立

日本の世銀借款導入の歴史は、敗戦後の日本経済再建政策にまでさかのぼらねばならない。1946年の吉田内閣の成立以来、荒廃した日本経済を急速に復興させるための「外資導入政策」は歴代内閣の重要な政策の1つであった。電力事業界においても、すでに早くから外資（現実にはアメリカ資本）導入計画が叫ばれ始めていた。

ところで当初の占領軍の政策は、日本の軍事勢力を根絶しようとするものであった。しかし周知のように1948年はじめに行なわれたアメリカのロイヤル陸軍長官の声明は、占領政策が日本の経済自立を促進し、日本を「極東の工場」に仕立て上げようとする方向に転換されることを明らかにした。このようなアメリカの対日政策の転換を背景

に、日本の財界でも10億ドルの外資導入案を公表したり、資本金1億ドルで日米合弁の「日本産業開発公社」(Japan Industrial Development Corporation; JIDC—これが現在の開銀の前身となるべきものであったと思われる)設立案をアメリカに提示するなど、積極的な意思表示をつづけてきた。

1950年5月「外資に関する法律」が制定され、外資導入の途が開かれた(※)。この法律は、国際収支による制限を設けなくて、いかなる場合もいったん導入した外資に対しては元本果実の送金を保証するという、世界に例をみない外資厚遇措置を定めたものであった。

(※) 外資法に基づいて1950年度から1961年度(4月～12月)までの期間に認可された貸付金債権は、合計12億1146万6000ドルに達する。このうち世銀を通ずるものが4億8790万ドルで約3分の1を占めている(第3表参照)。なお世銀の日本に対する貸付実績については、第4表に示されている。

このようにして日本に対する投資受け入れの環境が整備されるなかで、1951年夏頃から高能率の火力発電機(1基あたり能力6万6000KW)をワシントン輸出入銀行(Export-Import Bank of Washington)からのクレジットを得て、アメリカから輸入する計画が具体化しつつあった。

第3表 外資法に基づく貸付金債権認可実績(1962年3月末現在)

(単位: 1,000ドル)

主体別	年度別											計
	1950 ～51	1952	1953	1954	1955	1956	1957	1958	1959	1960	1961 (4月～12月)	
世界銀行	—	—	40,200	—	13,400	24,300	15,000	166,000	84,000	25,000	120,000	487,900
(電力)	—	—	40,200	—	—	—	—	101,000	—	12,000	—	153,000
(鉄鋼)	—	—	—	—	7,900	20,000	8,000	65,000	44,000	13,000	—	157,000
(その他)	—	—	—	—	5,500	4,300	7,000	—	40,000	—	120,000	176,000
ワシントン輸出入銀行	—	—	—	—	—	25,927	80,050	28,230	20,186	21,300	92,000	267,928
(電力)	—	—	—	—	—	25,927	36,050	15,830	—	—	15,000	92,907
(鉄鋼)	—	—	—	—	—	—	36,300	7,100	3,000	—	22,100	68,500
(その他)	—	—	—	—	—	—	7,700	5,300	17,186	21,300	55,035	106,521
米國中銀行	—	10,000	7,000	4,000	20,477	3,000	6,600	31,510	7,200	38,814	73,982	202,583
その他	4,026	24,457	2,162	11,279	13,177	40,425	22,329	5,733	16,229	71,200	19,226	253,055
合計	4,026	34,457	49,362	15,279	47,054	93,652	123,979	231,473	127,615	357,437	183,201	1,211,466

(出所) 大蔵省

第4表 世界銀行の対日債権一覧

貸付契約日	借 入 人	転 借 人	保 証 人	金 額 (1,000ドル)	期 間 (年)	金 利 (年%)
1953. 10. 15	日本開発銀行	関西電力	日本政府	21,500	20	5.0
" "	"	九州電力	"	11,200	20	5.0
" "	"	中部電力	"	7,500	20	5.0
1955. 10. 25	"	八幡製鉄	"	5,300	15	4.625
1956. 2. 21	"	三菱重工業	"	2,600	15	4.75
"	"	石川島重工業	"	1,500		
"	"	トヨタ自動車	"	1,650		
1956. 12. 19	"	川崎製鉄	"	20,000	15	5.0
"	農地開発機械公団	—	"	4,300	15	5.0
1957. 8. 9	愛知用水公団	—	"	7,000	20	5.75
1958. 1. 29	日本開発銀行	川崎製鉄	"	8,000	14	5.625
6. 13	"	関西電力	"	37,000	25	5.375
6. 27	"	北陸電力	"	25,000	25	5.375
7. 11	"	住友金属	"	33,000	15	5.375
8. 18	"	神戸製鋼	"	10,000	15	5.375
9. 10	"	日本鋼管	"	22,000	15	5.75
"	"	中部電力	"	29,000	25	5.75
1959. 2. 18	"	電源開発(株)	"	10,000	25	5.75
11. 12	"	富士製鉄	"	24,000	15	6.0
"	"	八幡製鉄	"	20,000	15	6.0
1960. 3. 17	日本道路公団	—	"	40,000	15	6.25
12. 20	日本開発銀行	住友金属	"	7,000	15	5.75
"	"	川崎製鉄	"	6,000	15	5.75
1961. 3. 16	"	九州電力	"	12,000	20	5.75
5. 2	日本国有鉄道	—	"	80,000	20	5.75
11. 29	日本道路公団	—	"	40,000	23	5.75
合 計				487,900		

(出所) IBRD: Annual Report, Press Release により作成。

1952年11月、関西、中部、九州の3電力会社より正式の融資申し込みを受けたワシントン輸銀は、本件が最初の対日投資でもあり、3電力会社の資産内容、工事効果、返済能力などについて慎重な審査を行なった。この折衝はきわめて円滑に進捗し、1953年3月にはワシントン輸銀の事務当局の審査も完了した。

ところでほぼ同じ頃(1953年4月)ワシントン輸銀の総裁が、Gaston氏からEdgerton氏へ交替した。この交替は戦後初めての本格的な借款の成立に重大な影響を与えることになったのである。

本借款交渉中も、世銀Black総裁は、輸銀のGaston総裁に対し、世銀加盟国(注2)に対するこの種の長期開発計画は、世界銀行のなすべき業務であって輸銀がなすべきものではないと強く主張していた

といわれている(注3)。

こういう事情のなかでEdgerton 新総裁は就任声明に当たり、世界銀行と充分に協調しつつ輸銀の業務を行なう旨を強調したが、本借款については過去の経緯からして輸銀において取り扱う方針をすてなかった。しかし一方ではEisenhower政府は、その新政策の一環として輸銀の融資方針を転換し、同行を改組縮小する法律案を議会に提出していたが、1953年8月から実施されることが決定した。この案によれば、輸銀は長期の経済開発融資や保

証業務をやめて、原料その他の輸出に伴う短期クレジットを供与するにとどまり、しかも直接の融資よりもむしろ市中銀行に対する保証の形式により行なうこととされた。

この政策の移行にともない、対外借款の供与も主として商業的立場に立つワシントン輸銀から低開発国の経済開発を大義名分とした世界銀行の手に移され、後者がアメリカの対外政策の線に沿って援助活動を行なうこととなったのである。

このような急テンポの変化のなかで、1953年5月、世銀 Black 総裁は、新木駐米大使に対し、本借款は世界銀行が取り扱う旨表明した。そこで日本側はやむなく輸銀との接触を断念し、同年6月改めて世銀に対し借り入れ申し込みを行なった。

この転換過程で次のような世界銀行の意向が明

らかにされた。

- (1) 今後、長期的な開発資金の供給は、世界銀行を唯一の貸出機関とする。
- (2) 世界銀行は、本件借款4000万ドルを含め、1億ドルの限度まで日本に対する借款を行なう用意がある。

ここにいう世銀の1億ドルの貸し付け限度は、日本がこの程度までの対外債務を負担することが可能であると認めた一応の目標額であるが、このような大規模な借款枠が日本に対して認められたことは、アメリカの発言権の強い世界銀行が、日本の経済再建を積極的に援助しようという意図を示したものとして注目してよい。

世界銀行協定 (Articles of Agreement) によれば、同行が政府以外の借入者に対して貸し出す場合は、政府または中央銀行の保証が必要とされている。本件借款については、日本側と協議の上、日本開発銀行を外資導入の窓口として一元化せしめるため、同行を直接の借入者とし、これに対して日本政府が無条件保証を付することとなった(本件以後の日本の私企業に対する世銀借款の形式は、すべてこれにしたがった)。

また世銀は、加盟国から借款の申し込みをうけると、まずその国に調査団を派遣し、当該国の一般的な経済調査とあわせて、申し込みの対象計画を審査した後、貸付条件の交渉にはいるのが通常の過程である。一般経済調査については、すでに1952年秋から53年はじめにかけて、Garner 副総裁らが来日し、日本の国際収支、産業構造、経済政策、財政金融政策等について総合的な調査を行なった^(註4)(しかし対象開発計画の現地調査は、早急に借款を成立せしめる必要から、実施されなかった)。

かくて迂余曲折を経て成立した第1回の火力借款は、各方面の論議をまき起こしたが、なかでも

議論の集中したのは、世銀と日本政府とのあいだに結ばれた保証契約の中の担保条項であった。

すなわちこの契約によると、日本があらたに外債を負う際、政府および政府機関の財産に担保権が設定される場合には、世銀の債権にも同順位の担保権を与えることが定められている。同時に政府は、その下部行政機構およびその独立機関(地方公共団体および日銀も含む)に対しても憲法の範囲内で政府の担保に関する約定を履行させる義務を負っている。

このようなきびしい条件について、当時の岡野通産相も「金を貸す方からいえば常識的なことであるかもしれないが、政府としては、大体予期していなかったため、国家的立場からおもしろくないと思っている。」と述べている。

また野党側の攻撃も活発で、たとえば改進黨松村幹事長は、「民間会社の設備費に使うために、しかもわずか4000万ドルばかりの金を借りるために、国の財産や日銀まで担保にとられ、またそのために電気料金の上げ下げまで先方の同意が必要だ、というようなことがもし本当なら、それこそ重大問題である」と述べて、批判的見解を明らかにしている。ともかく日本側としても、うたい文句のように叫ばれてきた「外資導入」が予期以上にきびしく困難であることを実感したわけである(稲葉秀三編『世界銀行の対日投資』による)。

3. 世銀借款の本格化

神武景気のをうけて1957年の日本経済は、戦後2度目の国際収支の危機にみまわれた。

1955年頃より「もはや戦後は終わった」といわれ、ようやく技術革新の波が主要な産業に波及しつつあった条件のなかで、各企業の資金需要はますます強かった。国内における金融引き締め政策は、これらの企業をして世銀借款による資金調達

の道に殺到せしめた。

このような状態のなかで1957年5月、世銀 Black 総裁は、はじめて日本を訪問した。2週間にわたる来日の効果は大きかった。それは当時の池田蔵相との会談に集約的に示されている。その内容は、まず第1に世銀が電力、道路、工業（とくに鉄鋼）部門に積極的に貸し付けを行なうことに双方の意見が一致したこと、第2に世銀借款の融資条件を弾力的に改善してゆくこと、第3は東南アジア諸国の開発には今後双方ともに強い関心を示すことなどにつき、かなり進んだ約束がなされたことである。なかでも注目されるべきは、Black 総裁が日本の借款能力は1億ドル程度が限度であるとの以前の評価を訂正し、鉄鋼・電力・機械・道路などの重要基礎産業への積極的貸し付け意図をもっていることを明らかにしたことである。

当時、日本経済は戦後の復興過程を終え、本格的な資本蓄積への道を歩みつつあった。1956年には鉄工業生産で対前年増加率23.4%、実質国民所得で10.3%というめざましい記録をつくり、国連報告によっても、日本は中共に次いで世界第2位の経済成長率を示した。このような顕著な発展は、世銀の対日融資態度を積極化させるに充分であったといえよう。

このような背景のもとに、1957年9月、日本政府から世銀に対して申し込まれた借款計画は、電力1億6600万ドル、鉄鋼7100万ドル、道路建設7800万ドル、合計3億1500万ドルの巨額に達している。この計画に対し、世銀側は、非常に好意的な態度を示し、曲折はあったものの、1958年以降には日本としても、また世銀にとっても記録的な借款が実現することになったのである（1958年中には、合計7件1億6500万ドル——しかもその大部分はインパクト・ローン——が成立した）。

なお当時について一言しなければならないのは、日本の製鉄会社が一方において世銀などから巨額の借款を計画しながら、他方において中米や西アジアに新しい投資計画をもっている点を批判する声が、アメリカ国内の一部からあげられたことである。日本の資本主義がその発展の過程で、一方において次々と外資を導入しながら、他方では植民地や後進国への資本輸出を行なってきたことがその特色の1つとされているが、戦後においてもこのような日本経済の特徴的な性格が、世銀借款を1つの契機として顕在化してきたことは留意されるべきであろう。

この年以降統々と成立した借款の内容についてふれば、ほとんどのものが世銀にとってはむしろ例外的な、国内資金需要をまかなうためのインパクト・ローン^(世5)であり、かつ契約の条項もそれ以前のもの比べて、かなりゆるやかなものに改訂されていることは注目される。

4. 日本の鉄鋼業と世銀借款

a. 資金調達における世銀の比重

これらインパクト・ローンは、日本の鉄鋼業および電力業に対して重点的に与えられた(第4表参照)。

1951年にはじまる第1次合理化計画の達成によって、鉄鋼業の生産能力は向上し、かつ生産性の向上はいちじるしかった。日本の工業生産規模の拡大は、鉄鋼業のいっそうの拡張と技術革新のいっそうの進展を要請し、いわゆる神武景気に際しての鉄鋼業における資本蓄積の増大が、さらに大規模な第2次合理化計画の道へ向かわしめたのである。

第1次合理化計画(1951~55年度)では、5カ年間に普通鋼部門だけで1792億円の資金が投下されたが、それは内部調達24.4%、外部調達75.6%という割合で調達された。外部調達のうちでは、市

銀が35.1%でもっとも大きい。開銀の財政資金融資も全体の7.7%を占め(他に世銀0.3%)、鉄鋼業の発展に大きく寄与している。

これに引きつづく第2次合理化計画でも、いぜんとして外部資金への依存が大きかったが、なかでも外資への依存が高まったことが、資金調達における大きな特徴となっている。すなわち借入金のうちにおいても、第1次合理化計画では、ほとんどみられなかった世銀借款に依存する割合が増大し、ワシントン輸銀借款その他を加えた外資が、全調達額中に占める比重は、第5表にみるとおり、1957年度10.0%、1958年度22.4%、1959年度13.9%、1960年度13.2%と高い比重を示している。

第5表 鉄鋼6社設備資金調達実績

(単位: 億円)

年 度	1955	1956	1957	1958	1959	1960	計
総工事資金	144	415	792	813	1,261	1,912	5,372
外資調達分	5.3	20.6	76.0	235.4	197.8	251.7	738.8
同上率(%)	3.7	5.0	10.0	24.4	13.9	13.2	13.8

(出所) 開銀資料から作成。

この第2次合理化計画の完成によって、日本の鉄鋼業は、自由主義諸国の中では、フランスをしのいで世界第4位の鉄鋼生産国にのしあがった。そしてその発展の過程で、世界銀行の借款が、第1に資金調達における大きな比重において、第2には国内資金の呼び水の効果においてはたした意義はきわめて大きい。

b. 財務規制

鉄鋼業に対する世銀借款としては、すでに1955年10月八幡製鉄の厚板圧延設備の輸入資金として530万ドルが貸し付けられた。それにつづいた川崎製鉄に対する2000万ドルの借款は、同社が悪い財務状態であったため、きわめてきびしい財務上の諸制限を課せられたという意味で注目すべき側面をもっていた。

その後、成立した川鉄の第2次借款(1958年1月800万ドル)以降は、このような制約はやや緩和されてきた。そして日本鉄鋼業の大手6社はあい前後して世銀借款を受けるにいたったのだが、それらが借款を受けるにあたって課せられた一般的な財務規制は、自己資本対負債比率および流動資産対流動比率の取り決めである(第6表参照)。

第6表 世銀借款に伴う財務規制(1962年3月現在)

	借 款 額 (100万ドル)	負 債 比 率 (debt/equity)	流動比率 (current assets/ current liab.)
八幡	第1次 5.3	{ 従属会社を含め、1964年3月30日まで60/40。 1964年3月31日以降、50/50を維持する。	150%
	第2次 20.0		
富士	24.0	同 上	150%
	第1次 2.6 第2次 22.0	同 上	160%
川鉄	第1次 20.0	(注)を参照	150%
	第2次 8.0		
	第3次 6.0		
住金	第1次 33.0	{ 従属会社を含め、1964年3月30日まで60/40。 1964年3月31日以降、55/45を維持する。	150%
	第2次 7.0		
神戸	10.0	{ 50/55を維持する(従属会社を含まない)	なし

(注) 1. 川鉄に対する規則は他社と異なり、負債比率が50/50になるまでは、負債総額の制限である。すなわち320億円を超えて債務を負担する場合は、新規増資手取金の3分の2を超えてはならない。しかし実質的には、他社とかわらない。
2. いずれの場合も負債比率を上回った場合は、債務不履行になり、流動比率を割った場合は現金配当の制限が行なわれる。

ここにみられる財務規制は、第2次合理化計画の主要部分がほぼ完成する1964年度以降、50:50の改善された財務状態を維持するよう定められている。この財務規制が、その後急速に拡大された第2次合理化計画の遂行にとってある種の障害となるかぎり、鉄鋼会社の財務規制に対する緩和の要求が表面化することは必然的であった。大手6社の中では世銀借款成立のもっともはやかった日本鋼管(1958年9月に契約調印)は、1959年4月、世

界銀行に対しその財務比率の軽減を提案するにいたった。日本鋼管は、前年の借款当初他社に比べて控え目な工事計画しか策定していなかったもので、これを基礎に作成された財務規制条項は、1961年3月末以降50：50の負債比率を維持するよう要求していた。

1957～58年の戦後2度目の不況のあとをうけて、いわゆる「岩戸景気」が波及しつつあったが、その中で日本鋼管も、他社と同じく第2次合理化計画を大幅に改訂し追加工事を計画した結果、その後の財務の見とおしは、1961年3月末に、きめられた通り50：50の目標を達成することの困難であることを示していたからである。

1959年夏、世銀 Ripman 氏が、富士、八幡両借款計画の審査のため訪日した。この機会をとらえて、この日本鋼管の問題も討議された。しかし世銀側は財務規制の軽減を認めないばかりか（当初、世銀は日本の鉄鋼業に対し、負債比率の制限しか課していなかった）、あらたに流動資産対流動負債比率の条項をもうけるよう提案するとともに、きめられた流動比率よりも会社の流動性が悪化した場合は現金配当の制限を行なうというペナルティを課す意向を明らかにした。また一方では、当然のことながら拡大計画のうちに優先順位を定め、プライオリティの低い工事はできるだけくりのべること、財務状態改善のため可能なかぎり増資を実行すること、しかも増資の意義を減殺する無償交付をやめ時価による公募発行を強く示唆したのであった。

このような世銀の断固たる態度は、日本の鉄鋼業をその財務面においても、国際的にみてけっして遜色のない状態にまで向上せしめながら、その急速な発展を援助しようというフィロソフィにもとづくものであった。したがってこの見地からするかぎり日本の鉄鋼業の発展もできるだけモデレ

イトなテンポで実現さるべきであり、過大な投資計画は繰り延べられるべきであるとの結論がみちびかれる。その典型的なあらわれは鉄鋼の需要見とおしに対する世銀の評価にみられる。

通産省は1958年以降の一連の鉄鋼借款の成立に先だち、世銀の要請に応じて1957年9月「鉄鋼5カ年計画」（1957年初めに策定された新長期経済の一環をなすもの）を提出した。そして約1年を経た1958年12月には、当時の経済的不況の要因をおり込んで改定した「鉄鋼長期需給見通し」を世銀に提出した。それらの主要な指標は第7表に示す通りである。後者の見とおしは、1962年度の粗鋼の需要を1883万トンと見つもっていたが、世銀は1782万トンとさらにシビヤな需要想定を行ない、それを鉄鋼借款の前提としていたのである。（実際には1962年度の鉄鋼生産は、世銀はもちろん通産省の見通しをもはるかに上まわり、2100万～2200万トン程度とみつもられている）。

第7表 日本の鉄鋼生産見通し（通産省策定）

	1956年度	1957年度	1958年度		1962年度	
	(実績)	(実績)	前計画	改訂計画	前計画	改訂計画
鉄粗	6,618	7,674	8,560	7,668	13,850	12,820
普通鋼	11,638	12,309	14,100	12,509	20,150	18,830
鉄鋼材料	8,333	8,936	9,760	7,615	13,370	12,190
内需	623	686	770	1,318	1,210	1,400
輸出	8,956	9,622	10,530	8,933	14,580	13,590

(注) 前計画は、1957年9月に作成されたもの。改訂計画は、1958年12月に作成されたもの。

c. 増資の時価発行の要請

世銀が財務比率改善のため増資の時価発行の必要性をとらえていたことはすでにふれたところであるが、1959年7月日本を訪れた世銀 Ripman 氏は、これを具体化するために証券界、金融界、関係当局等の首脳部をつぎつぎと訪問し、熱心に時価発行を説いてまわった。その結果1959年にはたとえ一時的ではあったにしろ公募による増資が流

行することになった。

1959年春にはすでに川崎製鉄が世銀の示唆に基づき1000万株の公募を含む増資を実行していた。1959年の11月に成立した八幡および富士製鉄の借款に関連して両社とも6割増資を実行したが、その際前者は2400万株(額面12億円)後者は2000万株(額面10億円)の公募を行なったことも世銀の直接的な影響を受けたものであった。またこの時流によって東芝も2000万株の時価発行を行なった。しかしながらこのような時価発行による増資は、たしかに増資を行なう会社の手取り金を増加せしめ、増資本来の目的に一步接近したものであったが、他面、証券界の従来の慣行を無視し、株主の新株引受権を侵害するものとして強い反対の声もあげられた。それにしても未発達な日本の資本市場にアメリカ流の近代的な増資概念を持ち込んだ意義は十分に評価されねばならないだろう。

d. 現金配当制限問題

さきに述べた日本鋼管の財務比率軽減問題は、数カ月後に控えた八幡、富士両社の借款との関連から、その解決は1960年の春まで持ち越された。それは結局鋼管を八幡および富士の規制の線にそろえ、日本鉄鋼業のビッグ・スリーを世銀の財務規制に関するかぎり同一の競争条件に置くものであった。

1959年11月に調印された八幡、富士両社の借款では、現在までのところ借款当初に定められた負債比率の制限——1964年3月30日まで60:40、3月31日以降50:50——が課せられている。同時にこの両社の借款からあらたに流動比率の規定が設けられるようになり、その後この流動比率の条項は、神戸を除く大手5社についてもそれぞれの財務状態に応じた目標水準が定められることになった。この流動比率の規定は、富士および八幡両社

の借款の第1次草案で世銀が転貸契約(開銀と会社とのあいだに結ばれる契約であるが、世銀よりの借り入れ契約の交渉過程ですべて決定されており、一定の要件をみたした後調印される)の一条項とするべく主張したものであった。そしてそれは、会社の流動性が定められた目標水準以下に悪化した場合は、現金配当を禁止するという内容のものであった。しかしこのような直接的な配当制限の規定は「きわめて重大な経営干渉」と受け取られた。流動比率の規定そのものは撤回せしめえなかったが、日本の鉄鋼業のリーダーである八幡の強い抵抗もあって、その表現形式はかなりゆるやかなものとなった。すなわち転貸契約には一定の流動比率を維持するよう努力すると定めるにとどめ、現金配当の制限については、会社から開銀にあてた付属書翰(その英文のコピーは同時に世銀にも提出される)の中で「現金配当の制限は、会社の権能に属するものであり、そのような手段は流動比率を維持するためにとられる多くの手段の1つである。」と表示されるにとどめられた。規定の形式は最終的にはかなり妥協的なものに落ち着いたが、このような趣旨の制限は国内のいかなる債権者といえども課すことができなかったものであった。

e. 初の民間外債発行

これらの世銀借款と並行して川崎製鉄および住友金属は、ニューヨークにおける初の民間外債発行計画を進めていた。世銀は日本に対してもあいつくインパクト・ローンを供与しながら、他方では日本の企業がみずから国際市場で民間資本を調達のために努力することの必要性を強調しつづけていた。そして世銀は、借入者の側におけるこのような調達努力なしでは世銀借款に応じないとの意向を表明するにいたった。

すなわち1960年1月川鉄、住友の2社に対して

送られた世銀の書簡は、「日本鉄鋼業への今後の貸し付けは、世銀借款との関連において、市場における妥当な証券発行がアレンジされえないかぎり実現されえないだろう。……世銀は日本の大手鉄鋼会社が出来ただけすみやかに民間金融機関との協調 (joint market operation) への道をつくられるために役立つ努力をつづけられることを希望します。」と述べて、日本鉄鋼業に対する世銀借款の最初の時期が終わったことを告げていた。

川鉄、住友の両社はこのような世銀の意向にそって1960年初めより積極的にウォールストリートへの接近をはかっていた。前者は The First Boston Corporation を、後者は Kiddy Peabody & Co. をそれぞれの引き受け幹事にえらび、私募の形での外債発行を実現するべく努力をつづけた。

1960年5月には、アメリカの証券会社、生保、損保会社、年金基金などの指導者を集めた対日投資調査団が来日し、「日本が、極東市場進出のための戦略拠点として、きわめて有望な投資市場である」との理解が示され、アメリカにおける対日投資熱はようやくたかまりつつあった。しかしその後突発した安保騒動の結果、川崎および住友の私募外債への投資希望を表明していたアメリカの生保会社等は、債券の購入希望を取り消したり、日本の政情の成り行きを見るためコミットメント・レターを出すことを躊躇するところも現われた。

日本の政治情勢も池田内閣の出現によってようやく落着きを取り戻し、池田内閣の所得倍増計画が発表された。日本経済の成長にもいっそうの拍車がかけられつつあった。このような情勢の好転によって半年以上もブランクのままの状態をよぎなくされていた先の2社の外債も、ようやく成立することになった。1960年12月ニューヨークで戦

後はじめての民間外債が発行された。同時にこれと抱き合わせの形で両社への世銀借款も成立した。川鉄の外債発行の引き受け幹事となった First Boston 社は、世銀がみずからの資金調達のために発行する世銀債の引き受け幹事の1つであり、(世銀債は Rockefeller 系の First Boston 社と Morgan 系の Morgan & Stanley 社とによって交互に引き受けシンジケートが形成される。) しかも同社は、戦後世銀債のアンダーライターとしての活動を通じてウォール・ストリートにおける外債発行市場へくい込んで行ったのであるが、このような世銀との密接な結びつきは、外債発行を容易にした1つの条件であった。

さらに日本の会社にそれほどなじみのないアメリカの投資家にとって、世銀借款を受けているという事実は、その投資の安全弁ともなっていた。川鉄、住友両社の外債券面上にも、さらには1960年6月に成立を見た神戸製鋼のアメリカ・ブルデンシャル生保会社からの借款契約(3000万ドル)にも、世銀によって定められた財務比率の規制条項がそのままの形で引用された。アメリカの証券会社は、世銀を訪問して日本の鉄鋼業の実態についての見解を求めたこともしばしばあった。このような事実は、世銀がみずからの融資を行なうばかりでなく、民間資本の対日投資について、大きな影響力を持っていることを示している。

5. 日本の電力業と世銀借款

a. 日本の電気料金制度と世銀

1951年、ポツダム政令に基づいて行なわれた電力再編成は、エネルギー・ベースの石炭から電力への転換をもたらした。そしてこのことは、電力業に対するさまざまな優遇助成政策の実施を導き出した。これは例えば電源開発資金の確保、電力料金の値上げ、世界銀行からの第1次借款の導入、

これをさそい水とした大容量火力発電設備のあいづく輸入となって実現したのである。

しかし一方では大規模な貯水池式水力発電所の建設計画が進められ、それに対する大がかりな外資導入計画が推進されつつあった。すでに述べたように、1957年9月には電発、中部、北陸、関西の4社を含め1億6600万ドルにのぼる世銀借款計画が世銀に対して提出されていた。しかもその借款金額の大部分は、第1次火力借款計画の場合と異なり、インパクト・ローンの形式によるものであった。

この借款の具体化の過程で、まづ問題になったのは、日本の電力料金制度に対する世銀のきびしい批判であった。

当時、国内においても1956年に行なわれた東北および北陸両電力の料金値上げを機縁にして、電気料金制度の改訂が現実的な問題とされ、すでに1958年1月から電気料金制度調査会がその活動をはじめていた。しかし世銀はさきの4借款計画の成立の前提として、政府が電力会社の資本蓄積を保証し、電力会社の将来の財務状況を好転させる措置をとる確約をするよう求めてきた。そこで1958年はじめ、通産省公益事業局の経理参事官はワシントンに赴き、世銀当局に日本政府の意向を釈明することをよぎなくされた。当時日本側においては、電力を使用する産業の総体的な意向として、できるだけ電気料金を値上げしないで急速な電源開発を行ないうるような体制を確立するという方向で料金問題の検討を進めていたが、日本の電気事業に対する世銀の関心はこの日本側の要請とは対立するものであった。このため通産省は両者の調整に苦慮し、できれば相手方から義務的な拘束を受けることなしに事態を解決しようとした。経理参事官の渡米もこの方向に沿うものであ

った。しかし世銀は係官の口頭での約束だけで満足せず、通産大臣から世銀総裁宛の文書による確約を要求した。この書翰の発行については、関係の一部にも反対の意見を持つ者があり、世銀からの借款を放棄して電力政策に日本独自の筋を通すべきであるとの強硬意見もあった。しかしその頃の日本の深刻なドル不足を背景とし、外資導入になお積極的であった電力会社の意向を無視することはできず、ついに日本政府はこの要求をのまざるをえなかった。

このような事情のもとに発出された1958年4月11日付の、通産大臣より世銀総裁に宛てた書翰は「……日本の電力会社の財務状況の悪化は貴行の財務分析で予想しているようには急速でないだろう。しかし会社運営の長期見とおしは内部留保を増大し、債務償還の増大する負担に耐える力を増すことのために措置を取る必要を示している。……わたくしは電気料金を算定する新しい基礎をうち立てるために徹底的な検討を行なうべく『電気料金制度調査会』を設置した。本調査会は内部留保の増大またはより大幅な自己資本の調達をもたらす方策を採用する可能性を検討することをとくに諮問されている。……電力料金の大幅な値上げは一挙に行なうことは不可能であり、逐次行なうべきことを明確にしたいと考える。しかし政府は1959年度中には現在の制度のもとにおいて可能である程度以上に電力会社の収益を増大するための最初の措置を取ることを望んでいる次第である。」と述べている。とくに注目されるのは、「現在の制度の下において可能である以上に」電力会社の収益を増大させる方策を講じる事を約束していることである。ここにすでに料金算定の方法についての基本的な結論が示唆されており、それは1958年12月に行なわれた調査会の答申において、

原則的には減価償却の定率法を認め、資本に対するフェア・リターンをレート・ベース方式に代えるという方式で反映されることになった。この答申はそのまま実施されることになったが、このようにして、日本の電気料金制度が、結果的には電力会社の内部留保を増加させねばならないという世銀の方針は、新しい料金制度の上実現されることになったのである。

このようにして電力料金問題が一応の解決を見るとともに、1958年6月の関西、北陸を皮切りに同年9月には中部に対する借款が成立した。

これらの借款に関する日本政府の保証契約の中では、いずれの場合も「電力会社はその内部留保、株式資本の発行または、借り入れの方法によってその電力供給を行なう地域の現在または将来の電力需要をみたすために、妥当な設備をもうけることができる程度に電力料金が確立されるよう、合理的な迅速さをもって措置し、かつその後それが維持されるよう措置する、と定められている。政府は各借款についても個別的な料金水準改訂の義務をおうことになったわけである。

b. 水力開発政策と電源開発借款

これにひきつづき1959年2月には、電発に対する世銀借款が成立した。電発の水力発電所建設計画に対する外資導入の構想は、すでにはやく1952年頃から世銀に提示されていた。しかし世銀は創立直後の電発の経営についても、また日本の大規模な水力発電計画についてもかなり批判的な見解をもちつづけていた。

すなわち世銀は日本の水力電源開発計画については、「政府はそれらの計画に対する質的な分析よりも、石油の輸入を防ぐため、可及的速やかに、かつ可及的多くの開発を行なう方向に精力が注がれている。1地点1億ドル以上にものぼる大規模

な水力の開発が同時に並行して進められることは、たとえ個々の工事計画が妥当なものであっても、日本のかぎられた財政の上にかんがりの負担をかけている。工事計画について、技術的観点からよりもむしろ経済的観点からの合理性が追求されねばならないし、高水準の投資をできるだけ平均化するため、建設のより現実的なスケジュールがたてられることが必要とされている。」との批判をしていた。

政府はこれにこたえて、最近積極的にすすめられている大容量新鋭火力の建設は、それに対応してピーク部分をうけもつ調整力をもった水力の開発を前提としてはじめて新鋭火力の高性能および経済性を確保しうること、大水力発電所が調整用貯水池を設けることによって下流の既設発電所の発電を増加ないし常時化せしめ、あるいは渇水期における発生電力量を著しく増大せしめること、などの点を指摘して水力開発計画を正当化した。しかし現在時点からみるかぎり、電力会社があまりに急速なテンポで水力地点の開発を行なった結果、その財務構成を急激に悪化せしめたことを思えば、1958年当時における世銀の批判も一応合理的な側面をもっていただと思われる。

1958年頃より政府は、日本の経済事情が安定し、それにつれて対外信用が次第に高まってゆくにつれて外債の発行を具体化するべく検討をはじめていた。一方ではベルギー、ノールウェー、オーストラリアの各国が、ニューヨーク市場であいついで外債を発行していた。このような状勢のもとで日本としても外資の自主的調達を道を開くことが必要であると考えられるにいたったのである。

このような状勢のなかで、1958年9月来日した世銀極東部長 Rosen 氏（現在、IFC副総裁）は、日本政府に対し、政府が考慮中の外債発行と電発

に対する世銀借款とのジョイント・オペレーションを提案した。

このRosen氏の提案を契機として、電発の世銀借款と政府の外債発行とが協調して行なわれることになった。政府は産業投資特別会計のうち電発向け資金の不足を補うため外債発行の準備を進めた。このような経緯を通じ、1959年2月、戦後初の、政府外債の発行と同時に、電発の借款も成立するにいたったのである。

c. 九州電力借款と料金値上げ

電発と3電力会社の借款計画にひきつづき、1958年秋の世銀総会では、九州電力に対する世銀借款が申請された。

九州の場合、その財務状態の改善は、世銀借款成立の必須の条件とされていた。そのもっとも中心的な措置は電力料金の値上げであった。電力料金制度についてはさきにふれた電気料金制度調査会が、すでに1959年12月レート・ベース方式を取り入れた新しい料金制度をとりあげるよう答申していた。これに基づいて政府は1960年2月29日、通産省令によって新料金制度の実施を定めた。したがってそれ以後の料金制度の改定は、この新しいシステムによって行なわれるべく軌道がしかれていた。

1960年7月九州の借款計画を審査するため来日した世銀フィリップ氏は、料金値上げの決定権をにぎる通産省当局と会談し、九州電力の料金値上げが早期に実現するよう要望した。

当時安保騒動で倒れた岸内閣の後をひきついだ池田選挙管理内閣は、1960年11月の総選挙を前に、公共料金の値上げ抑制を選挙スローガンの1つにかかげていた。しかし他方では、申請以来すでに2年を経過していた九州電力の世銀借款計画を推進することも、政府の果たさねばならない課題の

1つであった。

このようななかで、「料金値上げを行なわない場合は、借款を取り消す」との世銀の発言によって、1961年2月九州の料金値上げは実施せられた。しかしその値上げ率は世銀の要求よりも低く、平均10.2%にとどまった。これは、世銀側の圧力と国内の圧力との妥協の産物であったといえよう。

そしてこの九州電力に対する借款と、それに引き続いた国鉄および道路公団に対する借款を最後として、世銀の対日資本援助は一応ピリオドを打ったわけである。

(注2) 日本は、1952年8月に、世界銀行および国際通貨基金に加盟した。

(注3) 日本政府としては、すでに1952年秋に日本経済の調査のため来日した世銀のGarner調査団に対し、電力・国鉄電化・農業水利、道路建設その他をあわせて9億ドルにのぼる借款計画を提出していた。しかしその後これが総花的すぎるとの批判があったので、優先度の高い開発計画として、1953年4月、水力発電3地点に対して、今後3年間に1億2000万ドルの借款申し込みを行っていたので、世銀の意向を無視しえない事情にあったことも留意する必要がある。

(注4) Garner調査団の日本経済調査報告は、1953年6月、ニューヨーク外交協会の非公開の席上で発表されたが、その中に次のような指摘がある。当時の世銀が日本経済をどのように評価していたかがうかがわれて興味深い(稲葉秀三編『世界銀行の対日投資』による)。

「……現在日本の直面する基本問題は、その乏しい資源をより有効に利用することであるが、わたくしには現在、日本政府はなんらの総合的計画をもたず、民間の資本を最重要部門にふりむけようとする計画もほとんどないように思われる。この結果、資金があまり重要でない用途に供せられる危険があるので、わたくしは投資の優先順位決定機関のようなものを日本政府に勧告したが、つねにかねらは計画経済よりも自由経済を望むという理由で反対した。しかしわたくしは、政府の手によって民間投資を重要部門にふり向けることと自由経済とのあいだに、なんらの矛盾も見出しえない。」

「日本は現在よりも低い生活水準で生存することができるが、食糧および原料を海外に依存している現状からして、たとえ生活を切りつめても、なお問題が残るであろう。

日本は長期にわたり援助を必要とするが、もし援助があまり容易に与えられると、日本は援助なしにやっけて行ける態勢をととのえる努力をしなくなるということ忘れてはならない。またわたくしは、日本に対する直接の援助よりもオーストラリヤやインドのごとき第3国の開発を進める方が日本にとってより有利な方法ではないかと考えている。」

(注5) 世銀協定によれば、世銀融資の態様として次の3つがある。

(1)事業計画に使用される設備、役務の輸入外貨資金の貸し付け(直接的外貨所要額の貸し付け)。

(2)事業計画の遂行に伴う原材料などの輸入外貨資金の貸し付け(間接的外貨所要額の貸し付け)。

(3)国内的な資金需要をみたすための外貨資金の貸し付け。

このうち世銀は原則として(1)の方式、つまり tied loan を行ない、通常 impact loan といわれる(2)、(3)の方式はいずれも例外的な事情のある場合にのみ認められる。現に(2)の方式については、1951年10月の南イタリア開発基金に対する借款、1951年9月のベルギー領コンゴに対する借款、1952年2月の南ローデシアに対する借款その他2~3の例があるにすぎず、(3)の方式によるものは、世銀の創設以来1957年までこれを認めない方針を示してきた。

しかるに、日本に対しては1958年以降(3)の方式による借款を、しかもきわめて多額の借款を認めるにいたったのである。

(3)の国内通貨による支出のための貸し付け(loan for local currency expenditure)は、

- (i) 事業計画に必要な資材、機械などは大体国内で賄いうるため、直接輸入に依存する部分が少ない場合。
- (ii) 全体の投資額が、当該国の国内資源ないし貯蓄を超えるためインフレの可能性があり、かつその一部を外貨で賄えば、外貨準備に対するインパクトを緩和しうる場合。

のような例外的な事情の存する場合にかぎって認められることになっている。当時の日本の状況は、上記2つの条件をみたすものとするのが、世銀の考え方であった。

さらにこのような融資方針変更の理由としては、ワシントン輪銀の次第に活発化してきた活動に刺激され

たことも考えられるが、基本的には、日本経済の成長力が再認識され、これに伴って経済発展を支える高度の生産能力が確認された結果といえよう。

III 結びにかえて

以上、日本の民間部門に対する世界銀行の資本援助のうち基礎産業である鉄鋼業と電力業の2業種について、やや詳細な歴史的回顧を試みた。

日本経済が復興段階を終えて、急速に成長してゆく過程で果たした世界銀行の役割が、予想以上に大きいものであったことがあらためて認識せられよう。またここ数年来、世銀内部でみられた一部の強い批判にもかかわらず、「低開発国」に援助を与えるべき立場にある日本に対し巨額の借款が与えられてきた事情が、若干なりともうかがわれよう。世銀自身も、当初の日本経済の潜在力に対する過少評価からその成長力に対する強い認識へと、数年の間にその評価を急速に変化させたが、世銀が日本経済の発展コースに密着しながら、さまざまな形での影響力をおよぼしてきたことは一貫して変わらない点である。

これまでいけば世銀の手によって育てられて来た一面をもつ日本が、こんどは世銀が指導的な立場にあるところの低開発国への公的援助の舞台で、よきパートナーとしての役目を演じつつあることは事態の客観的な発展方向に沿ったものといえるだろう。“United Nations Development Decade”の進行過程で、世界第4位の鉄鋼生産と第5位の電力生産を誇る日本の対外援助がさらに増大し、同時に借入者としてではなく、低開発国に対する債権者としての側面で世界銀行との関係がより密接になってゆくことは当然のコースであろう。

(アジア経済研究所調査研究第2部常任専門委員)